

国民健康保険被保険者証等を更新します

◎新しい保険証を郵送します

現在お持ちの国民健康保険証、高齢受給者証などは7月31日が有効期限です。8月1日からの新しい保険証は7月末に郵送します。新しい保険証が届いたら、内容を確認してください。

- ▶ 70歳未満…国民健康保険証
- ▶ 70歳以上75歳未満…国民健康保険証、高齢受給者証

◎限度額適用認定証は手続きが必要です

手術や入院等により医療費が高額になりそうなときに必要となる「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請により交付しています。有効期限は毎年7月31日です。必要な場合は印鑑を持参し、8月1日以降に窓口申請してください（8月中の申請により8月1日から適用の認定証が交付されます）。

◎福祉医療費受給者証も更新します

子ども、ひとり親家庭、寡婦、重度心身障がい者の福祉医療費受給者証は7月31日が有効期限です。8月1日からの新しい受給者証は7月末に郵送します。

☎ 住民課（内線 2124、2125）

令和4年度 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の通知書を送付しました

内容を確認し、納期限までに納付してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、要件を満たす人は減免になります。

対象者	減免される保険税または保険料	減免割合	要件
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	全額	
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる人	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	所得に応じ一部	下記①～③の全てに該当する人 下記①および③に該当する人

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとの収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象になるか不明な人や申請に必要な書類については、問い合わせください。

☎ 税務課（内線 2115）

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある人（75歳以上の人等）の医療費の窓口負担割合が変わります

☎ 住民課（内線 2126）

10月1日から、一定以上の所得のある人（75歳以上の人等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

見直しの背景

- ▶ 令和4年度以降、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- ▶ 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- ▶ 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

■ 9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等（※）	1割



■ 10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上の所得のある人	2割
一般所得者等（※）	1割

※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担となります。

■ 2割負担対象者

課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上の人

■ 負担を抑える配慮措置

2割負担となる人については、10月1日の施行後3年間は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられます（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用対象となった場合、その超えた金額を高額療養費として払い戻します。

後期高齢者医療被保険者証の有効期限にご注意ください！

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。

- ①現在ご使用中の被保険者証は、7月31日が有効期限です
今使っている被保険者証は、8月1日以降は使用しないでください。
- ②8月1日から9月30日まで使える被保険者証は7月末までに郵送します
今年度は10月1日から再度被保険者証が変わります。
- ③10月1日から令和5年7月31日まで使える新しい被保険者証は9月中旬頃に郵送します
一定以上の所得がある人は、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割になります。